

3.4 中町・上野毛地区

中町・上野毛地区の位置図及び浸水被害箇所を

図 3.5、図 3.6 に示します。

図 3.5 中町・上野毛地区の位置図

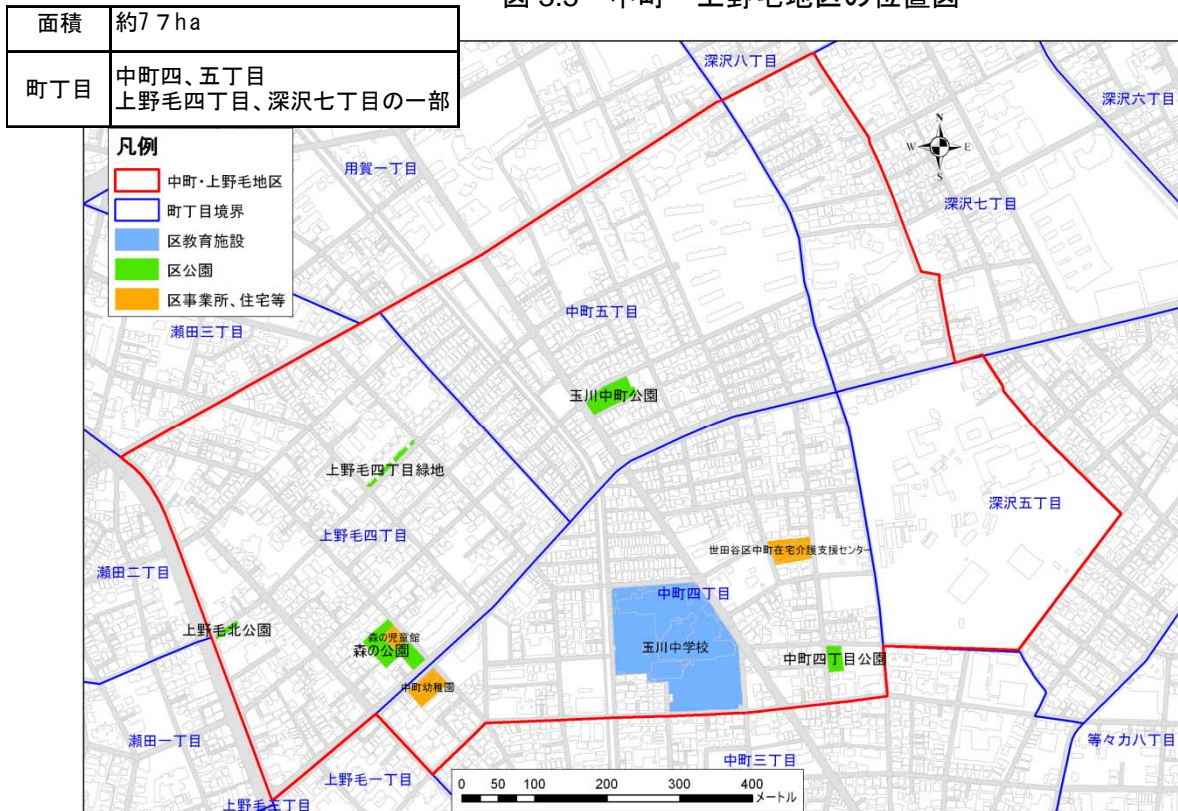
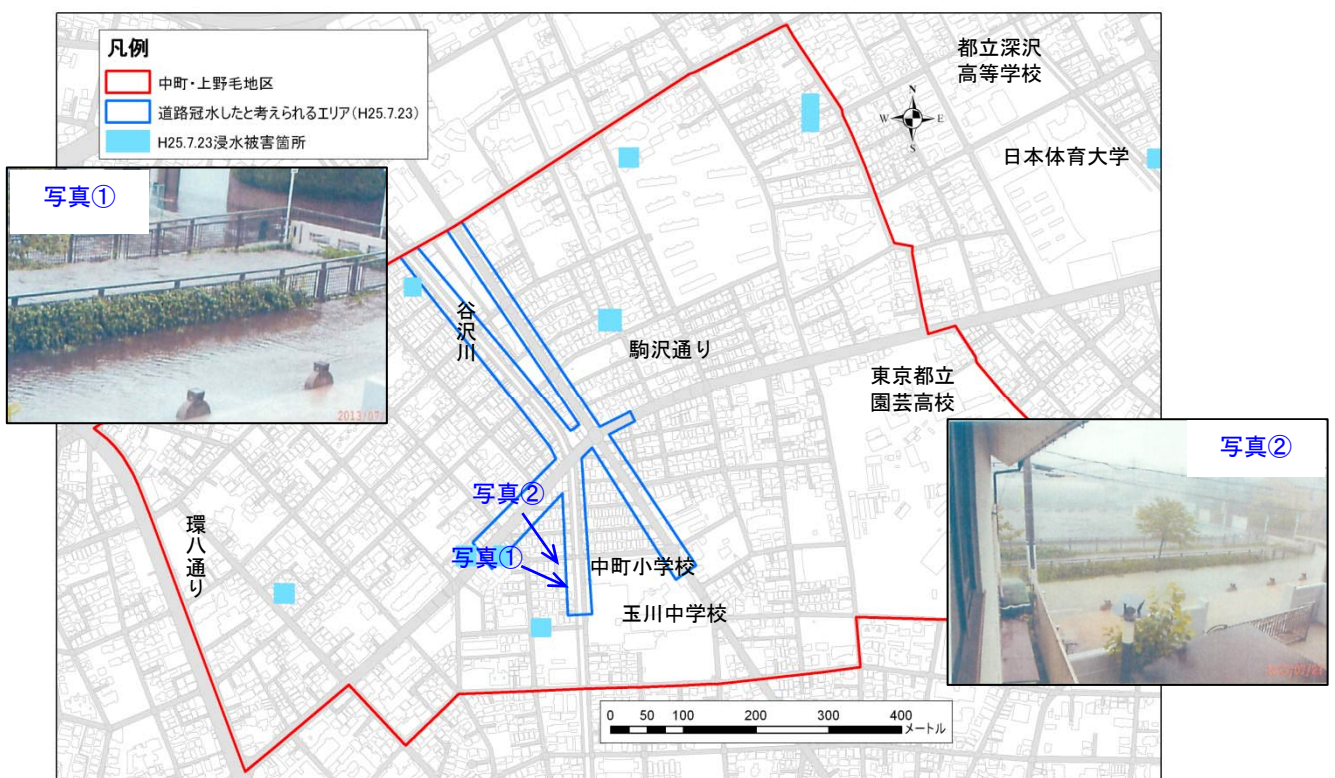


図 3.6 中町・上野毛地区の浸水被害箇所（H25.7.23）



3.4.1 中町・上野毛地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

概ね時間 50 ミリ相当の降雨に対応することを目指して、河川整備及び下水道雨水管の整備を進める。

【取組内容等】

- ①谷沢川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①当該地区の下流に位置する谷沢川は時間 50 ミリ相当の降雨に対応できていないことから、当該地区下流の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①②「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」において、谷沢川流域の総合治水対策の早期検討・実施及び谷沢川流域における河川整備計画の早期策定並びに河川改修整備事業の早期実施を都に対して継続的に要請する。

(2) 流域対策

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

区が管理する教育施設における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する教育施設の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する教育施設は 2 校存在する。単位対策量を 1,000 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 3,500 m³の流域対策が可能となる。

表 3.14 地区内で区が管理する教育施設の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
中町小学校	11,438	1,000	1,140	1m ³ 実施
玉川中学校	23,949	1,000	2,390	342m ³ 実施
計	35,387	-	3,530	-

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する公園（敷地面積 1,000 m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する公園・広場等は 6 箇所存在する。単位対策量を強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 600 m³の流域対策が可能となる。

表 3.15 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
上野毛北公園	248	600	10	-
瀬田三丁目公園	987	600	60	-
玉川中町公園	1,841	1,000	180	164m ³ 実施
中町四丁目公園	767	600	50	19m ³ 実施
森の公園	2,303	1,000	230	17m ³ 実施
上野毛四丁目緑地	432	600	30	24m ³ 実施
計	6,578	-	560	-

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

3) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する事業所・住宅等の単位対策量を 600 m³/ha 以上として、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区内で区が管理する事業所、住宅等は 3 箇所存在する。流域対策を推進して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 200 m³の流域対策が可能となる。

表 3.16 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
世田谷区中町在宅介護支援センター	1,764	600	110	-
中町幼稚園	1,468	600	90	-
森の児童館	607	600	40	-
計	3,839	-	240	-

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する道路の単位対策量を、600 m³/ha 以上に強化して雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内には、約 105,000 m²の区道が存在する。単位対策量を 600 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 6,300 m³の流域対策が可能となる。

5) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

【目標】

国、都、公共公益機関による事業を推進するため、教育施設、公園及び道路の単位対策量を強化するとともに、国、都、公共公益機関の管理施設への流域対策を促進し、流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

①国、都、公共公益機関の管理施設において、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①国や都、公共公益機関等の改築等にあわせて、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

表 3.17 地区内国、都、公共公益機関等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
都立園芸高等学校	91,027	600	5,460	146m ³ 実施
世田谷中町郵便局	107	600	10	-
計	91,134	-	5,470	-

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

6) 民間施設における流域対策の強化

【目標】

民間施設における流域対策を強化するため、PRや助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【取組内容等】

- ① PR活動や助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ② 既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ① 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容や区提案型協働事業を活用したPRを実施し、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ② 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を見直すことにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ② 既存住宅や駐車場等における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、助成制度の説明やパンフレットの配付等によるPRを行う。

表 3.18 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)
100m ² 未満	45,530	300	1,370
100m ² 以上150m ² 未満	86,899	300	2,610
150m ² 以上200m ² 未満	63,633	300	1,910
200m ² 以上250m ² 未満	43,530	300	1,310
250m ² 以上500m ² 未満	86,896	300	2,610
500m ² 以上1,000m ² 未満	58,190	600	3,490
1,000m ² 以上	132,413	600	7,940
計	517,091	-	21,240

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①家づくり対策を促進するため、止水板等の設置促進方策や建物の耐水化等のパンフレットにより、浸水対策等のPRを実施する。
- ②地区街づくり計画策定・改定時において、豪雨対策に関する事項を盛り込むことについて地区住民と十分協議・調整を行い、浸水被害に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③土のうや水防資機材等の配備について検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区民自らが行う浸水被害に強い家づくり対策を促進するため、止水板の設置促進方策を検討する。
- ①地下・半地下の建物における浸水対策としては、止水板の設置だけでなく、家庭のごみ収集袋やプランターを用いた簡易水防工法により、地下・半地下への雨水の進入を抑制することが可能である。区では、浸水被害を軽減するための方法を示したパンフレットを作成しており、今後は、このパンフレットを出張所、まちづくりセンター、集会場等の区民利用施設に配布し、区民の方々へ周知する。
- ①建築物の新築や改築時において、高床式の構造や敷地の周りを塀で囲む等の建物の耐水化が図られるように、チラシ、パンフレット等による周知を行う。
- ①地下・半地下建物の実態調査を実施する。
- ②地区街づくり計画に、雨水貯留浸透施設の設置や雨水タンクの設置等の豪雨対策内容を盛り込むことについて、地区住民と協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ③土のうステーション(区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場)を地区内に設置する。
- ③土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、地区内の浸水箇所や土のうステーションの近隣にPRする。

(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体の安全を守るため、適切な情報提供や避難誘導態勢の整備を行うとともに、避難誘導態勢に基づく避難訓練を定期的実施し、区民自らが生命・身体の安全を守れるようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨発生時に適切な情報提供を行う。
- ②豪雨時において、迅速な避難が行えるよう、地区住民とともに避難誘導態勢を検討する。
- ③災害時要援護者が迅速に避難できるような避難・誘導方策について検討する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①エフエム世田谷を活用して、避難時に必要となる情報の提供を行う。
- ①谷沢川の洪水・氾濫による水害等についての情報や状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを設置する。
- ②水害に対する備えについて、パンフレット等により周知する。
- ②豪雨発生時における適切な避難誘導態勢の整備のために、適切な誘導指針づくりや検討の場を設けるとともに、地区住民と連携を図りながら避難誘導態勢を検討、整備する。
- ③災害時要援護者の安全な避難を目指して、災害時要援護者の支援に関する協定書に基づく助けあい活動を実施する。
- ③大学等の施設や近隣マンションの共用部分等を、避難場所として活用するため、管理者との避難に関する協定締結を推進する。

4. 進行管理等

4.1 実施主体

「行動計画」は区、区民、事業者、国、都等それぞれが実施主体となる計画であり、それぞれの実施主体が連携・調整・協力しながら進めていかなければなりません。

「行動計画」を着実に実施していくためには、区だけでなく、区民、事業者、国、都等が役割に応じた責任を果たしながら連携し、協力することが何よりも重要です。

各施策の実施主体は表 4.1 のとおりです。

表 4.1 「行動計画」における各施策の実施主体

豪雨対策の取組についての4つの方針	具体的な取組	施策の内容	実施主体					
			区	国	東京都	公共公益機関	区民	事業者
「河川、下水道整備」の推進	河川の整備	野川流域における河川整備	○		○			
		谷沢川流域における河川整備	○		○			
		丸子川流域における河川整備	○					
		区管理水路等の整備	○					
	下水道の整備	合流式下水道区域の下水道整備	○		○			
		分流式下水道区域の下水道整備	野川流域における下水道整備	○		○		
			谷沢川流域における下水道整備	○		○		
丸子川流域における下水道整備	○			○				
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	教育施設(小学校・中学校)における流域対策の強化	○					
		公園・広場等における流域対策の強化	○					
		事業所、住宅等における流域対策の強化	○					
		道路における流域対策の強化	○					
	国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化	国、都の管理施設・管理道路における流域対策の強化		○	○			
		公共公益機関の管理施設における流域対策の強化				○		
		鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設における流域対策の強化				○		
	民間施設における流域対策の強化	大規模民間施設における流域対策の強化	○				○	○
		小規模民間施設における流域対策の強化	○				○	○
		私道における流域対策の強化	○				○	○
		既存住宅における流域対策の強化	○				○	
	雨水利用の促進	雨水利用施設の設置促進	○	○	○	○	○	○
雨水タンクの設置促進		○	○	○	○	○	○	
「家づくり・まちづくり対策」の促進	浸水に関する情報の事前周知の推進	○						
	浸水被害に強い家づくりの促進	○				○	○	
	地区まちづくりのしくみづくりの促進	○				○	○	
「避難方策」の強化	情報提供の充実	○						
	避難誘導態勢の整備・強化	○				○	○	

4.2 進捗管理

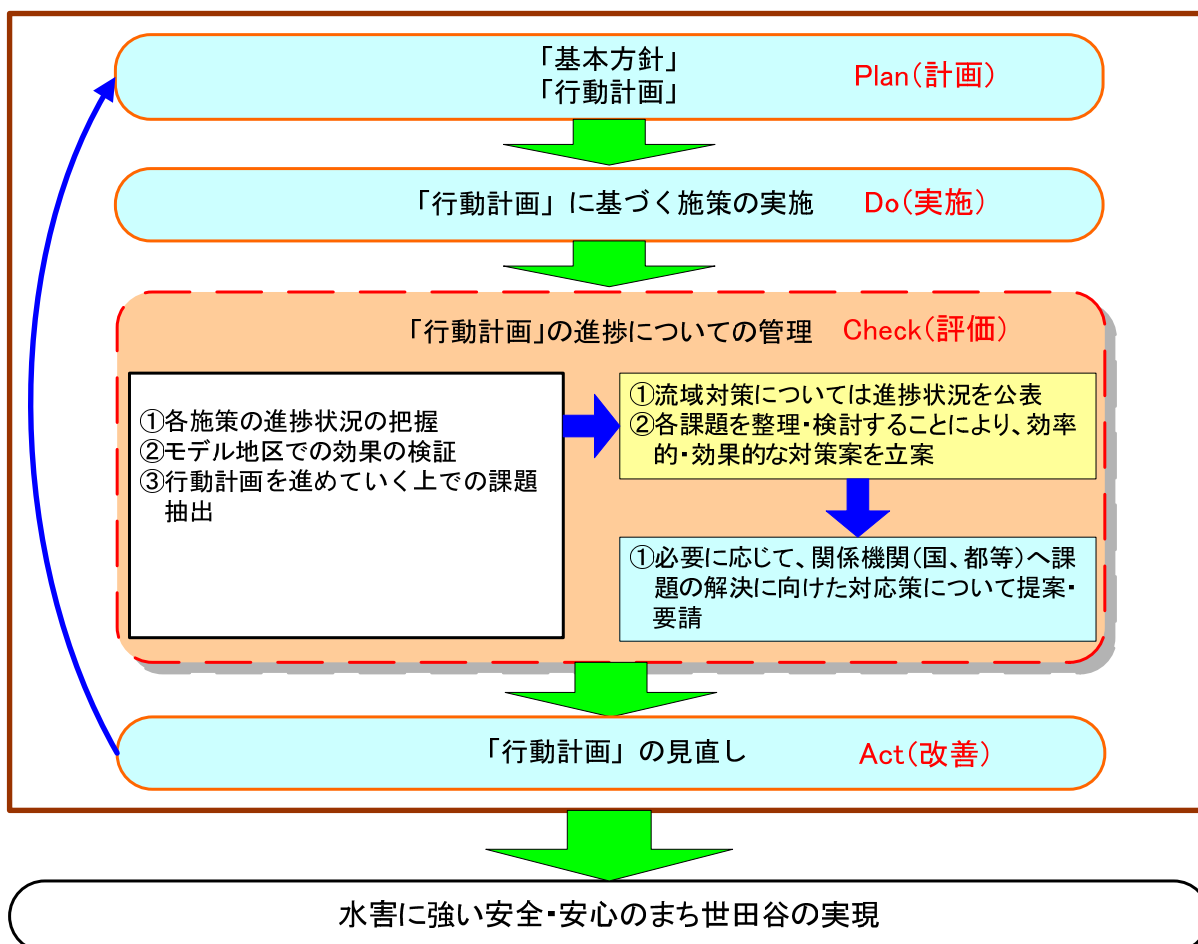
「行動計画」は、豪雨対策の実現に向けた区での取組の指針となるものであることから、計画策定後も、計画に従って施策が確実に遂行されているかをチェックし、適宜見直していくことが重要です。

進捗管理の考え方としては、図 4.1 に示す PDCA サイクルに基づいて、施策の実施状況の管理を行います。また、計画策定後においても、豪雨対策の推進に関する会議を開催し、施策の進捗状況を報告するとともに、「行動計画」を進めていく上での課題やモデル地区を事例とした効率的・効果的な豪雨対策の推進方法等について整理・検討を行います。

会議で抽出した課題や効率的・効果的な豪雨対策の推進方法等を、「行動計画」見直し時に反映することにより、さらなる施策の推進を図ります。

また、流域対策については、雨水貯留浸透施設の設置状況を区のホームページやパンフレット等で公表していきます。

図 4.1 進捗管理のフロー



4.3 区及び都における主な整備内容の一覧

表.2 区及び都における主な整備内容の一覧

河川流域名	区	都		
		河川	下水道	
多摩川水系	野川	・下水雨水管の受託整備	・50ミリ改修を実施中	・下水雨水管を整備中
	鎌田1・2丁目	・モデル地区(鎌田1,2丁目) ・下水雨水管の受託整備		
	仙川	・下水雨水管の受託整備	・50ミリ改修を実施中	・下水雨水管を整備中
	谷沢川	—	・河川整備計画を検討中	—
	用賀・上用賀	・モデル地区(用賀3,4丁目・上用賀地区)		・谷沢川雨水幹線(貯留管)を整備
	中町・上野毛	・モデル地区(中町・上野毛地区)		—
	丸子川	・下水雨水管の受託整備	—	・谷川雨水幹線を整備中
桜丘4丁目	・道路に雨水貯留施設を設置中	—	・谷川雨水幹線主要枝線を整備中	
目黒川水系	蛇崩川	—	—	・子の神公園雨水調整池を設置 ・豪雨対策緊急プラン(75ミリ対策)を実施予定
	上馬・弦巻	・モデル地区(上馬・弦巻地区)	—	・小泉公園調整池を設置
	烏山川	—	—	—
	桜・世田谷	—	—	・豪雨対策緊急プラン(小規模緊急対策)を実施予定
呑川水系	呑川	—	—	・豪雨対策緊急プラン(75ミリ対策)を実施予定
	九品仏川	—	—	—
	奥沢・尾山台	—	—	・豪雨対策緊急プラン(小規模対策)を実施予定

赤字: 行動計画策定後に追加された対応策

世田谷区豪雨対策行動計画(後期)
(平成 26 年度～平成 29 年度まで)

平成 26 年 月発行

編集・発行：世田谷区 土木事業担当部 土木計画課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27
TEL 03-5432-2365 FAX 03-5432-3026